

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（E日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

Y 町立中学校は 1950 年の創立当初から、男子生徒はスラックス、女子生徒はスカートを着用するよう指導をしてきたところ、指導の根拠に疑問を呈されることが多くなった等の理由から、20**年に服装に関する規程を定めることとなり、女子生徒については「指定するスカートを膝丈で着用のこと」とした（以下、本件校則とする。）。

本件校則を制定するにあたってその目的は、次のように説明されている。

(1) 生徒の非行化を防止する

(2) 女子中学生らしさを保たせ、周囲の人々との人間関係を円滑にする

なお本件校則には違反があった場合の措置についての定めはなく、学校は校則を守るよう生徒に粘り強く指導するものとされていた。

女子生徒 X は母親がスラックスで働く姿を幼少の頃から見慣れており、スカートよりもスラックスの方が機能的であると考えていた。また X は、社会で女性がスラックス姿で働くことが一般的になっている今日、女子生徒に膝丈のスカートの着用を求めることは、女性を鑄型にはめる差別的な取り扱いであるという強い確信を有していた。差別克服は身近なところから行動するべしとの強い思いから、X は Y 町立中学校入学の際に制服にスラックスを選択し、通学を始めた。

Y 町立中学校は X に、スラックスからスカートに変更するよう、繰り返し指導をおこなった。しかし X は「校則だからといって理不尽な服装規制には従えない」「自分の正しいと信ずることは一人でも守る」という自らの考えを表現するため、スラックス登校を維持しようとした。しかし、スラックス姿の X に対する級友の揶揄は激しく、教員からも連日のように指導が続いており、X は精神的に参りつつある。

以上に含まれる憲法に関する問題について論ぜよ。

民法（配点 100 点）

次の独立する 3 つの設問について答えなさい。

〔設問 1〕

2022 年 12 月 24 日、A は、友人とディナーを楽しむために、P 経営のレストラン（以下「P レストラン」という。）に出かけた。A は、P レストランのクロークに自分のコート（以下「甲」という。）を預け、クロークのスタッフから番号札を渡された。会食後、A は、クロークに立ち寄り番号札をスタッフに渡したが、スタッフは、番号札を読み間違えて、A の後に P レストランに入店した B が預けたコート（以下「乙」という。）を A に渡した。甲と乙は、色や素材が非常に似ていたので、A は、乙を自己の所有物であると過失なく信じて自宅に持ち帰った。このとき、即時取得によって、A が乙の所有権を取得するかどうかについて論じなさい。現在は、2023 年 2 月 25 日である。

（配点 25 点）

〔設問 2〕

A は、自己所有の甲土地に対する A の債権者 B の差押えを免れるため、2022 年 4 月 1 日、C と通謀して甲土地の売買を仮装し、同日、甲土地の所有権の登記を C に移転した。同年 6 月 20 日、C が死亡し、甲土地の登記の移転に関する上記の事情について、まったく知らない C の長女 D が C を単独相続した。現在、D が甲土地を占有している。2023 年 2 月 20 日、A は、D に対して、所有権に基づき甲土地の明渡しを請求した。A の請求が認められるかどうかについて検討しなさい。

（配点 30 点）

〔設問 3〕

A は、自己所有の甲土地を B に売るつもりはなかったが、B が罵声を浴びせ、A の顔面を殴打する素振りを見せたため、怖くなって、甲土地を B に売却する契約（以下「本件売買契約」という。）を 2022 年 9 月 1 日に締結し、同日、甲土地の所有権の登記を B に移転するための必要書類も B に渡した。甲土地の所有権の登記は、同年 9 月 5 日に B に移転している。同年 10 月 1 日、

Aは、Bの強迫を理由に、本件売買契約に関する意思表示を取り消した。しかし、Aが甲土地の登記名義の回復を怠っている間に、Bは、同年10月17日に、Bの強迫の事実およびAが本件売買契約に関する意思表示を取り消した事実を知っているBの弟Cに甲土地を売却する契約を締結し、それに基づき同日、甲土地の所有権の登記をCに移転した。2022年11月1日、Aは、Cに対して、所有権に基づき甲土地の所有権移転登記の抹消登記を請求した。Aの請求が認められるかどうかについて検討しなさい。

(配点 45 点)

刑法（配点 100 点）

Xは、S市において公立中学校に教員として勤務し、クラス担任を担当していたが、平素より、学年主任であるA教諭から、たびたび怒鳴るなどの叱責を受けることがあったため、Aを怨み、彼を失脚させる機会を窺うようになった。Aが校外への持ち出しを禁止された生徒の個人情報を含む書類を時々自宅に持ち帰っていることに目を付けたXは、Aに書類を紛失させ、それが発覚することによって学校運営に混乱を生じさせ、その結果、Aに対して何らかの処分がなされることを目論んだ。

ある日、Xは夜遅くに勤務を終え、Aとともに夕食をとるためにAの車で同県内のファミリーレストランに立ち寄った際、トイレに行くふりをして席を立ち、駐車場に戻って、Aが車中に置いていた手提げかばんから、個人情報が書かれた書類入りの封筒と現金2万円が入った財布を抜き取り、ひそかに持ち出した。食事を終えて車に戻り、書類がなくなったことに気づいたAは、その行方を捜したが、結局、見つけることができず、紛失を校長Bに報告した。その後、Bは、S市教育委員会など、関係者に対して経緯を説明したうえ謝罪をし、さらに、マスメディアの取材に対応し、Aの処分を検討する等の対応に追われ、その間、正常な学校運営ができなくなった。なお、Xが封筒と一緒に財布を持ち出したのは、車上荒らしによる犯行を装うためであって、封筒と財布はいずれも自宅近くの公園のゴミ箱に投棄している。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]

